

○埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）<u>第二条第九項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）<u>第二条第八項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

略	略	略
第三十八条 第一項第一 号	又は第十二条 第一項及び第 二項の規定に 違反して利用 されていると き	第十二条第五項の規定により読 み替えて適用する同条第一項及 び第二項（第一号に係る部分に 限る。）の規定に違反して利用 されているとき、番号利用法第 二十条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されていると き、又は番号利用法第二十九条 の規定に違反して作成された特 定個人情報ファイル（番号利用 法 <u>第二条第十項</u> に規定する特定 個人情報ファイルをいう。）に 記録されているとき
略	略	略

第五十四条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

略	略	略
第三十八条 第一項第一 号	又は第十二条 第一項及び第 二項の規定に 違反して利用 されていると き	第十二条第五項の規定により読 み替えて適用する同条第一項及 び第二項（第一号に係る部分に 限る。）の規定に違反して利用 されているとき、番号利用法第 二十条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されていると き、又は番号利用法第二十九条 の規定に違反して作成された特 定個人情報ファイル（番号利用 法 <u>第二条第九項</u> に規定する特定 個人情報ファイルをいう。）に 記録されているとき
略	略	略

第五十四条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。